

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 准看護師試験に係る指定試験機関を指定した件 一八七
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律により福島県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を指定した件 一八七
- 公金の収納の事務を委託した件 一八七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一八八
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件七件 一八九
- 海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件 一九〇
- 福島県流域下水道事業に係る出納取扱金融機関を指定する件 一九二
- 告示
○ 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一九三
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件 一九三

告 示

福島県告示第二百五十二号
 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十七条第一項の規定により、准看護師試験に係る指定試験機関として、令和二年三月十八日次のとおり指定した。
 令和二年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

指定試験機関の名称	所 在 地
一般財団法人日本准看護師推進センター	東京都文京区本駒込二丁目二八番一六号

（地域医療課医療人材対策室）

福島県告示第二百五十三号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人福島県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。
 令和二年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業 種	職 種	市町村の区域
パルプ・紙・紙加工品製造業	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	福島市
窯業・土石製品製造業	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	福島市
各種商品小売業	清掃の職業	郡山市
技術サービス業（他に分類されないもの。）	建築・土木・測量技術者	郡山市
医療業	清掃の職業	郡山市
政治・経済・文化団体	一般事務の職業	郡山市
食料品製造業	営業・販売関連事務の職業	郡山市
窯業・土石製品製造業	飲食物調理の職業	郡山市
窯業・土石製品製造業	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	郡山市

各種商品小売業	飲食物調理の職業	いわき市
機械器具小売業	清掃の職業	
物品賃貸業	清掃の職業	いわき市
社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービスの職業	
廃棄物処理業	自動車運転の職業	いわき市
自動車整備業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	
物品賃貸業	清掃の職業	いわき市
医療業	自動車運転の職業	
社会保険・社会福祉・介護事業	自動車運転の職業	いわき市
総合工事業	農業の職業	
食料品製造業	清掃の職業	会津若松市
社会保険・社会福祉・介護事業	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	
その他のサービス業	介護サービスの職業	会津若松市
清掃の職業	清掃の職業	
その他のサービス業	その他のサービスの職業	会津若松市
清掃の職業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	

食料品製造業	業	須賀川市
窯業・土石製品製造業	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	鏡石町
プラスチック製品製造業	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	
窯業・土石製品製造業	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	鏡石町
輸送用機械器具製造業	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	
飲食料品卸売業	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	南相馬市
学校教育	自動車運転の職業	
社会保険・社会福祉・介護事業	居住施設・ビル等の管理の職業	桑折町
娯楽業	生活衛生サービスの職業	
娯楽業	接客・給仕の職業	猪苗代町

備考 業種は日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類（平成二十三年六月改訂）の中分類に定める区分による。

二 指定年月日
令和二年四月一日

（雇用労政課）

福島県告示第二百五十四号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、

公金の収納の事務を次のとおり委託した。
令和二年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第三条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金及び遅延損害金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ふくしま未来農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地の一
福島さくら農業協同組合	郡山市朝日二丁目一四番七号

- 三 収納の事務を委託する期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

（農業経済課）

福島県告示第二百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福島市土地改良区から令和二年三月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十六日認可した。
令和二年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町東尾岐字烏帽子嶽二六七二の二、字東ノ入二六六七から二六七一まで
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町赤留字北アタカ三六二六の一から三六二六の四まで、字登彌山四三五八の一、四三五八の三、字下り萱三六二五の一、三六二五の三、三六二五の四、字石坂四三五七の一、四三五七の三から四三五七の五まで、四三五七の八、字平三五七の二八
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年四月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町野沢字如法寺乙三五九二の一

保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年四月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町下谷字五郎釜乙二九二八の一、乙二九二八の三から乙二九二八の一〇まで、乙二九二八の一から乙二九二八の四八まで、乙二九二八の五〇から乙二九二八の五六まで、乙二九二八の五八から乙二九二八の六九まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年四月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町野沢字年附内二一三八の三

保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年四月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町野沢字夜鷹内二一四九の三

保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡西会津町新郷大字富士字鳥屋四九三の二一六
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百六十三号

海岸保全区域として指定する件(昭和三十五年福島県告示第六百七十六号)の一部を次のように改正する。

令和二年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

表45の項区域の欄を次のように改める。

○の点

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)	
基点1	X 二六四七九九・一一六 Y 一〇六六五三・二〇〇
基点2	X 二六四八〇二・〇九五 Y 一〇六六四六・一八四
基点3	X 二六四七一五・七六一 Y 一〇六六一四・二一〇
基点4	X 二六四七一七・一五一 Y 一〇六六一〇・四五九
基点5	X 二六四六六〇・七九四 Y 一〇六五八九・五八八
基点6	X 二六四六四五・九四七 Y 一〇六五八八・三七五
基点7	X 二六四六一四・六七一 Y 一〇六五九四・五四七
基点8	X 二六四五八三・一九三 Y 一〇六五八六・三七一
基点9	X 二六四五五八・五七六 Y 一〇六五六二・五一六
基点10	X 二六四三五四・三五〇 Y 一〇六五〇九・四六九
基点11	X 二六四三五五・三五六 Y 一〇六五〇五・五九七
基点12	X 二六四二九七・五二二 Y 一〇六四九〇・五七二
基点13	X 二六四二八四・八九一 Y 一〇六四九一・四二七
基点14	X 二六四〇〇九・一七一 Y 一〇六四一九・八一〇
基点15	X 二六三九九八・五六二 Y 一〇六四一二・九二一
基点16	X 二六三九四〇・七一九 Y 一〇六三九七・八九七
基点17	X 二六三九三九・六四二 Y 一〇六四〇二・〇四二
基点18	X 二六三八九九・九九四 Y 一〇六四〇〇・一七二
補助点1	X 一六三八九八・二四二 Y 一〇六四三七・三三三

補助点2 X一六三八八〇・四五〇 Y一〇六七二八・五一
九の点
補助点3 X一六四三九七・六二一 Y一〇六八五三・三四
三の点
補助点4 X一六四六五〇・八四六 Y一〇七〇〇二・四九
九の点
補助点5 X一六四七九六・五三二 Y一〇六六五九・二八
七の点

二 区域
請戸中浜地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4及び補助点5を順次直線で結んだ線並びに補助点5と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（保安林を除く。）

(河川計画課)

福島県告示第二百六十四号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十二條の二第一項の規定による福島県流域下水道事業に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関の指定を、同法第三十四條の二本文の規定に基づき次のとおり行う。

令和二年四月三日

- 1 指定する金融機関 株式会社東邦銀行
- 2 指定年月日 令和二年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

(下水道課)

公 告

公告第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月三日

- 一 縦覧に供する図書

福島県知事 内堀雅雄

- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画高度利用地区の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、浪江町から浪江都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)